

序

池田真朗先生は、一九七五年に助手として法学部に奉職されて以来、専任講師・助教授を経て一九八九年に教授に昇任され、四〇年の長きにわたり学部、義塾のために尽くされた。その歩みは、傍から見れば、まさに順風満帆であった。先生は若くして通信教育部長に抜擢されるなど、早くから将来を嘱望されており、これに応えて絶えず先頭に立って学部、義塾を牽引してこられた。二〇〇四年に法科大学院が設立されてからは、一〇年間、法学部・法務研究科教授を兼任され、最後まで塾法律学の発展のために多大な貢献をされた。

先生の活躍の場は塾内にとどまらないのは周知のとおりである。先生は決して三田の山に籠ることなく、数々の華々しい功績を上げてこられた。UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）国際契約実務作業部会日本代表を皮切りに、新・旧の司法試験考査委員、国家公務員採用I種・総合職試験委員、法務省法制審議会民法部会、動産・債権担保法制部会、電子債権法部会委員、経済産業省産業構造審議会委員、日本学術会議法学委員会委員長、日本私法学会・金融法学会・日仏法学会理事、ABL協会理事長を歴任されるなど、十指に余る輝かしい役職歴が、先生に対する各界の厚い信頼を物語っている。

先生はまた、きわめて豊富な研究実績を残してきた。専門家の間では、先生の研究は「理論と実務の調和」と表現されている。また、それを極限までおし進めたのが、池田先生の一連の研究と評価されている。先生が「債権譲渡」研究の第一人者として学界で揺るぎない地位を築かれたことはあまりに有名である。その特色は、

次の二つの面に見られる。第一は、かつてあまり注目されてこなかったポワソナード旧民法および現行法の立法資料に光を当て、旧民法典から一九世紀フランス民法学に遡る歴史的解釈と起草趣旨を重んじる解釈手法を駆使して、それまで基礎研究が遅れていた債権譲渡の制度構造を明らかにされたことである。そして、立法沿革を基礎とする解釈方法論の定着と、これまで圧倒的なドイツ法の影響下にあった民法学におけるフランス法研究の意義の確立に多大に寄与された。これらの研究手法は、今日では広く多くの学者に継承されている。

その一方で、先生は社会の実態を直視され、つねに実務的要請との調和に心を砕かれてきた。それが第二に挙げるべき特色である。先生は、債権譲渡の国際化、債権流動化という金融取引上の要請にいち早く対応され、そのための特別立法に深く関わる一方、これらを債権譲渡の現代的・将来的発展と捉えてご自身の債権譲渡論において醸成させ、債権譲渡を民法・金融取引法における最重要テーマの一つへと高められた。先生の温故知新の学風と、理論と実務の調和の真骨頂は正にここにある。最近では、危機時期における「リスク回避のための担保」から、平常時における「生かす担保」への転換を提言され、担保法学に新風を吹き込まれた。

その帰結として、池田先生は四巻におよぶ大著『債権譲渡の研究』を上梓され、義塾賞（一九九三年）、全国銀行学術研究振興財団賞（二〇〇一年度）、慶應義塾福澤賞（二〇一〇年）受賞の荣誉に輝いている。加えて、二〇一二年秋に紫綬褒章受章の快挙を遂げられた。ちなみに、法学部・法務研究科においては先生が初めての受章者である。

最後に、教育者としての先生の「顔」にも触れておく。先生はつねに溢れんばかりの愛情と熱意をもって学生の育成指導にあたられ、絶大な人気を博しておられた。講義ではいつも多数の履修者が大教室を埋め尽くし、研究会（ゼミ）においては、毎年先生を慕う多くの優秀な学生たちがその門を叩いた。先生は温かく、ときに厳しく学生に接され、六〇〇名を超えるゼミ生を学界をはじめ各界に輩出されている。義塾に限っても片山直

也・法務研究科教授、北居功・法務研究科教授、武川幸嗣・法学部教授、北澤安紀・法学部教授、前田美千代・法学部准教授は、先生の直接の教え子である。また先生は、学生の確かな理解と向学心を絶妙に誘う教科書の執筆者としても高名である。『スタートライン債権法』、『スタートライン民法総論』は、多数の読者をひきつけて版を重ね、民法テキストのベストセラーの一つとなっている。さらに、教え子たちへの想いを綴った先生の短歌・エッセイ集『キャンパスの歌』、『キャンパス万華鏡』からは、先生のお人柄と文人としての横顔が垣間見られる。

先生は、教授会などの会議の場で絶妙のタイミングで発言された。私もその発言に何度か助けられたことがある。先生のご退職を惜しむ声は強いが、池田先生にはいつまでもダンディなまま温かく法学部を見守り続け、末永くご教示を賜れば幸甚である。

先生の益々のご健勝とご発展を心より念じてやまない。

平成二十七年一月

法学部長 大石 裕